

平成31年度からの指定管理者候補者

施設名		美唄市民会館 美唄市立公民館 美唄市立公民館拓北分館 美唄市立公民館桜井邸分館 (4施設一括管理)	
施設所管課		教育委員会生涯学習課	
選定方法	選定区分	公募	
	根拠条例	条例第2条	
指定期間		平成31年4月1日～平成36年3月31日 (5年間)	
指定管理者候補者		株式会社 高畑建設 美唄市東5条北8丁目1番12号	
<p>美唄市民会館、美唄市立公民館、美唄市立公民館拓北分館、美唄市立公民館桜井邸分館(4施設一括管理)は、平成19年度から指定管理を導入した施設で、今回5回目の公募。応募は、株式会社高畑建設、他2団体の3団体であった。</p> <p>○選定理由 書類審査及び聴き取り調査を行い、公募の選定基準に従い選定委員10名が評価採点を行った結果、応募3団体のうち最高評価点獲得団体は、株式会社高畑建設であり、評価平均点83.90点(100点満点)で、評価基準点を上回っていた。 株式会社高畑建設は、今回新たに応募した団体で、平成20年から8年間にわたり市民会館において、音響、照明、警備、清掃業務等を現指定管理者から請け負ってきた実績があり、それらの培ってきた実績や経験を生かし、管理経費の縮減を図るとともに、より良い館の運営を行うこととしている。また、自主事業では食堂運営の継続を行い、グリーンルネサンス等の食文化に関連した生涯学習活動に対し、調理による補助や食堂物品の貸し出しなどを行う計画となっている。 専門性の高い施設であり、施設の目的を効果的かつ効率的に達成できると見込まれる。</p>			
選定基準(評価項目)		評価点の配点	評価平均点 (候補者)株式会社 高畑建設
1 施設設置の目的が達成できること		10点	7.50点
2 利用者の平等な利用が確保されるものであること		10点	7.90点
3 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること		20点	15.40点
4 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有するものであること		10点	6.70点
5 地域貢献等		10点	8.20点
6 施設管理の安全性や利用者への適切な対応への配慮が十分なされていること		10点	8.20点
7 収支計画の内容が施設の管理経費の縮減が図られるものであること		30点	30.00点
合計 ※評価基準点70点		100点	83.90点